

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月20日

寒川町長 木村 俊雄

1. 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画区域区分
2. 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域に追加する部分
寒川町田端地内
 - (2) 市街化調整区域に追加する部分
なし
3. 縦覧場所
寒川町都市建設部都市計画課